

28 居宅訪問型児童発達支援サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
65 1111	居宅発	居宅訪問型児童発達支援給付費 (*訪問支援時間が30分未満の場合算定不可)	1,066 単位		1日につき
65 1113	居宅発・未計画1	通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	1,066	
65 1115	居宅発・未計画2	通所支援計画が作成されない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%	746	
65 1131	居宅発・支減			533	
65 1132	居宅発・未計画1・支減	通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	906	
65 1133	居宅発・未計画2・支減	通所支援計画が作成されない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%	634	
65 1117	居宅発・専門職員	専門職員が支援を行う場合	679 単位加算	453	
65 1119	居宅発・専門職員・未計画1	通所支援計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	679	
65 1121	居宅発・専門職員・未計画2	通所支援計画が作成されない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%	475	
65 2001	居宅発身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算		340	
65 2031	居宅発身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算		5 単位減算	-5
65 2051	居宅発虐待防止措置未実施減算	虐待防止措置未実施減算		単位減算	
65 2061	居宅発業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	注 令和7年4月1日から適用	単位減算	
65 2081	居宅発情報公表未報告減算	情報公表未報告減算		単位減算	
65 6770	居宅発特別地域加算	特別地域加算		単位加算	1回につき
65 5601	居宅発訪問支援員特別加算 I	訪問支援員特別加算	I 障害児支援の業務従事10年以上	850 単位加算	850
65 5602	居宅発訪問支援員特別加算 II		II 障害児支援の業務従事5年以上10年未満	700 単位加算	700
65 5603	居宅発家族支援加算 I 1	家族支援加算 (I)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上)	注1 居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の訪問に限る	300 単位加算
65 5604	居宅発家族支援加算 I 2		ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	注2 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(I)及び(II)それぞれ4回を限度	200 単位加算
65 5605	居宅発家族支援加算 I 3		ハ 事業所等で対面		100 単位加算
65 5606	居宅発家族支援加算 I 4		ニ オンライン		80 単位加算
65 5607	居宅発家族支援加算 II 1	家族支援加算 (II)	イ 事業所等で対面	注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(I)及び(II)それぞれ4回を限度	80 単位加算
65 5608	居宅発家族支援加算 II 2		ロ オンライン		60 単位加算
65 5609	居宅発多職種連携支援加算	多職種連携支援加算		200 単位加算	200
65 5611	居宅発強度行動障害児支援加算	強度行動障害児支援加算		200 単位加算	200
65 6470	居宅発通所施設移行支援加算	通所施設移行支援加算		500 単位加算	500
65 5370	居宅発上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150
65 5621	居宅発処遇改善加算 I	福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)		単位加算
65 5623	居宅発処遇改善加算 III		ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (II)		単位加算
65 5624	居宅発処遇改善加算 IV		ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (III)		単位加算
65 5625	居宅発処遇改善加算 V 1		ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (IV)		単位加算
65 5626	居宅発処遇改善加算 V 2		ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)		単位加算
65 5629	居宅発処遇改善加算 V 5		(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(1)		単位加算
65 5631	居宅発処遇改善加算 V 7		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(2)		単位加算
65 5632	居宅発処遇改善加算 V 8		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(3)		単位加算
65 5634	居宅発処遇改善加算 V 10		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(4)		単位加算
65 5635	居宅発処遇改善加算 V 11		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(5)		単位加算
65 5637	居宅発処遇改善加算 V 13		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(6)		単位加算
65 5638	居宅発処遇改善加算 V 14		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(7)		単位加算
65 6621	居宅発処遇改善加算 I	福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)		単位加算
65 6616	居宅発処遇改善加算 II		ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (II)		単位加算
65 6596	居宅発処遇改善加算 III		ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (III)		単位加算
65 6771	居宅発特定処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算			単位加算
65 6766	居宅発ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算			単位加算

(児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき))

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
65	9111	居児発・責欠1	居宅訪問型児童発達支援給付費(※訪問支援時間が30分未満の場合算定不可)	1.066 単位	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	減算が適用される月から4月目まで	× 70%	746	1日につき
65	9117	居児発・責欠2				5月以上連続して減算の場合	× 50%	533	
65	1134	居児発・責欠1・支減				減算が適用される月から4月目まで	× 70%	634	
65	1135	居児発・責欠2・支減				5月以上連続して減算の場合	× 50%	453	
65	9123	居児発・専門職員・責欠1				注 令和7年4月1日から適用	× 85%		
65	9129	居児発・専門職員・責欠2	専門職員が支援を行う場合	679 単位加算	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	減算が適用される月から4月目まで	× 70%	1,222	
						5月以上連続して減算の場合	× 50%	873	